

平成28年 決算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成28年11月10日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 職員監、人事局長、人事課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 天下り等について (一) 天下りの実態について 1 天下りについて 2015年度末、平成27年度末時点の道の課長級以上の天下りの状況がどうなっているか。再就職要綱の適用団体、指名登録業者の別に前年度との比較で伺います。</p> <p>2 要綱の基準超えについて ということは、8名も増えているということですね。そのうち、再就職要綱の基準を超えている者は、「年齢制限」や「給与基準額」の別にそれぞれどれだけいるのか伺いたいと思います。</p> <p>(二) 新種の「渡り鳥」～要綱違反について 1 要綱違反について これまでの議会議論の中で、この要綱に定められている年齢制限超え、これがなくなるはずでしたね。ところが異例の4名にもなっているということですね。 決算資料によりますと、経済部所管の要綱の適用団体である「北海道中小企業団体中央会」に再就職した道職員OBのうち4名が、65歳の年齢制限を超えて、団体に在職して、要綱違反となっているということが分かりました。 これまで要綱の遵守に努めると、道は繰り返し答弁してきているながら、何故こうした要綱違反の実態となっているのか理由をお聞かせください。</p> <p>1-再 要綱違反について この要綱違反かどうかという確認のために、団体から所管部に問い合わせたというのはあったのでしょうか。</p> <p>2 再々就職について ところがこの要綱違反のOBの中にですね。ナント65歳まで道の関与団体に天下りしていて、その後で「北海道中小企業団体中央会」に再々就職をすると。国の補助事業によって再々就職をするという、これまでにない形のいわゆる「天渡り」と言われる渡り鳥の新種が発見をされた訳です。 何故、彼らだけが特別扱いされているのか。仕事の内容及び報酬はどうなっているのか。伺います。</p>	<p>(人事課長) 再就職の状況についてであります。課長級以上にあった元職員で、平成27年度末現在、要綱の適用となる団体に再就職している者は、23団体に46名で、昨年21団体、41名から、2団体、5名の増となっております。 また、指名登録業者に再就職している者は、31名で、昨年28名から、3名の増となっております。</p> <p>(人事課長) 要綱の基準を超える再就職者についてであります。平成27年度末現在で、要綱適用団体に65歳を超えて在職している者は、北海道中小企業団体中央会におきまして、4名となっております。 なお、要綱に定める給与基準額の制限を超えて給与の支給を受けている者は、おりません。</p> <p>(人事課長) 年齢制限を超える再就職者についてであります。北海道中小企業団体中央会では、国の補正予算で措置された、中小企業等へのものづくり支援関連の補助事業を実施するには、経理や財務、補助金業務に相応の知識と経験を有する職員を、短期間のうちに採用する必要がありましたことから、関係団体や民間企業の経験者のほか、元道職員を採用したところでございます。 こうした中、当該団体におきましては、この事業が補正予算に基づく、一時的な委託事業であり、採用された元道職員は、継続雇用ではなく、臨時的な採用であり、要綱の年齢制限の適用を受ける再就職者ではないものと認識していたため、結果として採用者の中に、65歳を超える元道職員が含まれていたものと承知をしております。</p> <p>(人事課長) 年齢制限を超える再就職者についてであります。北海道中小企業団体中央会では、国の補正予算に基づく、一時的な委託事業の実施のための臨時的な雇用であることから、再就職要綱の適用となる再就職であるとの認識は持たなかったところでございます。 また、当該団体から臨時的な雇用と聞いた経済部におきましても、十分な確認をしない中で、団体と同様に、再就職に当たらないものと認識をしていたところでございます。</p> <p>(人事課長) 再就職者の業務内容等についてであります。北海道中小企業団体中央会が国から受託した事業は、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発や設備投資等を支援する補助事業でありまして、平成25年度以降、毎年、800件から1,000件程度ある補助要望から、2ヶ月余りで、250件から400件程度を採択しているものであります。 この補助事業の実施にあたりましては、当該団体では、補助金業務等の経験者を10名から20名程度を短期間のうちに採用する必要があったため、まずは関係団体や民間企業等の経験者を採用しましたが、十分な人数を確保できなかったため、元道職員に個別に依頼し、採用に至ったものと承知をしております。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2-再 再々就職について (1) まず十分に募集が広くかけられていたのかという問題と、それから道職員に個別に依頼をして採用に至ったと、これは逆指名と言わずしてなんと言うんでしょうか。それと年間300万円を超える報酬が出ている訳ですよね。今、就職難で苦しんでいる人達から見たらですね。本当に特別扱いだなという風に思われるんじゃないかと思えます。 4人の元課長級の今回の再々就職前の天下り先は、どんなような職場でどのような役職だったのか。また、それぞれ何歳まで採用されていたのか伺います。</p> <p>2-再 再々就職について (2) 団体の事務局次長まで務めて退職した後、改めて国の事業で採用されると。これは逆指名と言うより我田引水という方が適切ではないかと思う訳です。 今回の国の補助事業によって、採用者の出身団体は、それぞれ何人だったのか。4回あったと思うんですけどそれぞれお答えください。</p> <p>2-再 再々就職について (3) この事業について、半分は道職員のOBですよ。本当にこれ広い求人にも努めたといえるのかどうか疑問がわくのは私だけではないと思えます。 さきほども申し上げましたようにさきほどの渡り鳥のうちの1人の方はですね、昨年度までこの受託先の北海道中小企業団体中央会の事務局次長まで勤めていた方ですよ。これではまるで自分の再々就職をさっき逆指名よりは我田引水じゃないかとと申し上げましたけども、道の方はどのように受け止めますか。</p> <p>2-再 再々就職について (4) 今回のようなケースが経済部所管の1団体だけにとどまるのかどうか。改めて道全体すべてのケースを再調査して、明らかにすることが必要ではないでしょうか。いかがですか。</p> <p>3 見直しについて すでに調査を行ったということで他にはないということですね。 今回のような国の補助金による事業への再就職というのは65歳を超えた元道の幹部職員だけではなく、広く道民に呼びかけて、公正に行うことが必要だと考えます。今後どのように取り組むのか。改善すべきなのか含めて伺いたいと思えます。</p> <p>(三)「天宿り」について 1 天下りの状況について 今年の3月に道を退職した課長級以上の職員の要綱の「適用団体」や、「指名登録業者」への再就職の状況はどうなっているのか始めに伺います。</p>	<p>(人事課長) 再就職者の採用についてであります。北海道中小企業団体中央会の事務局次長を務め、65歳で退職した後、当該団体にあらためて採用された者が1名となっているほか、団体等を65歳以前で退職した者が3名となっているところでございます。</p> <p>(人事課長) 補助金業務に係る職員についてであります。平成25年度は9名中4名が元道職員、平成26年度は16名中7名が元道職員、平成27年度は18名中6名が元道職員、平成28年度は22名中10名が元道職員となっております。その他の職員につきましては、団体や民間企業等の経験者であると承知をしております。</p> <p>(人事課長) 団体における人材確保についてであります。北海道中小企業団体中央会では、ものづくり支援の補助事業実施のため、まずは関係団体や民間企業等の経験者を採用いたしました。十分な人数が確保できなかったことから、元道職員に個別に依頼し、採用に至ったところでございます。 こうした中、臨時的な採用は要綱の適用を受けないものと認識をしていたこともありまして、当該団体の元事務局次長が65歳をもって団体を退職したことから、人材確保の必要のため、本人に依頼をし、あらためて採用したものと承知をしております。</p> <p>(人事局長) 要綱の遵守等についてであります。今年度におきましては、要綱の適用団体への再就職状況につきまして、あらためて確認を行ったところであります。確認の結果、北海道中小企業団体中央会以外では、在職期間等の制限を超える在職者はいなかったところであります。 今後とも、要綱の趣旨を徹底し、各団体において遵守されるよう努めるとともに、担当部と連携して、適切に状況把握を行ってまいります。以上です。</p> <p>(職員監) 今後の対応についてであります。北海道中小企業団体中央会では、補助事業実施のため、まずは関係団体や民間企業等の経験者を採用したものの、十分な人数を確保できなかったことから、元道職員に個別に依頼し、採用に至ったが、結果といたしまして、こうして採用した元道職員に65歳を超える者がいたため、道では改めて団体に対し、要綱の趣旨の徹底を求めたところでございます。 当該団体の今後の人材確保にあたっては、要綱の趣旨を踏まえながら、適切な方法により採用が行われていくものと考えており、道といたしましては、今後とも道民の皆様の誤解を招かないよう、要綱の厳格な運用を図り、各団体において、適切に遵守されるよう取り組んでまいります。</p> <p>(人事課長) 職員の再就職の状況についてであります。平成27年度末に道を退職した課長級以上の職員、123名のうち、11月1日現在、93名が団体、企業等に再就職しているところであります。 このうち、要綱の適用を受ける団体に再就職した者は、10名、指名登録業者に再就職した者は、20名となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>1-再 天下りの状況について 課長級以上の再就職者が総計で前年より104名から93名に11名も減っている一方で、要綱の適用団体と指名登録業者への平成27年度の課長級以上の天下り総数が24名から30名に増えているのには驚きます。道の出資比率が高く道との関連が深い適用団体や、道の事業への競争入札に参加できる登録業者への天下りが増えているのは、道民から道幹部への「指定席」と受けとられかねないと考えますがいかがですか。</p> <p>2 指名登録業者への再就職について 旧要綱では2年間禁止されていた次長級以上の職員の指名登録業者への天下り、これは「天宿り」というわけですがけれども、要綱の改正で今回の再就職者から解禁されましたが、何名がどこに再就職したのか伺います。</p> <p>3 指名登録業者への再就職に対する認識について あわせて、この解禁によって、今年の4月から既に再就職している方々がいるわけですが、こうした指名登録業者への再就職についてどのように認識しているのかあわせてお答えください。</p> <p>「天宿り」しなくてもストレートに天下りできるようになったということなんですが、談合などの弊害に陥らないのか懸念をすることです。 ここのところは、今後注意喚起しておきたいと思えます。</p>	<p>(職員監) 職員の再就職の状況についてであります。職員の再就職については、それぞれの再就職先において、道職員として長年培われてきた知識、経験などを個別に考慮された結果として、個々の採用に至っているものと認識いたしております。 また、団体等から道に対し、人材の紹介要請があった場合には、職員の能力を十分に活用していただきたいとの観点から、要請の趣旨や求める知識・経験などを考慮し、適任者の情報について、提供してきているところでございます。 職員の再就職に関しては、地方公務員法の改正などを踏まえ、本年4月から、罰則規定がある「働きかけの禁止」により、現職職員への契約等に関する要求や依頼といった行為を規制するとともに、課長級以上の職にあった職員には、退職後2年間、再就職状況の届出を義務付け、それを実名で公表し、情報公開を進めることにより、透明性を確保するといった、新たな退職管理制度を運用しているところであり、こうした制度の厳格な運用を図り、職務の公正な執行と、公務に対する道民の信頼確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(人事局長) 指名登録業者への再就職についてであります。道では、地方公務員法の改正や退職管理条例の制定により、罰則がある働きかけの禁止によって、その行為を制限することとし、それを踏まえて、本年3月に再就職要綱を「退職管理に関する取扱要綱」に改正し、要綱に基づく再就職の自粛といった協力要請を廃止したところでございます。 なお、次長級以上の職員が在職時の所属と密接な関係にある指名登録業者への再就職を2年間自粛することとしていた従前の再就職要綱の取扱いに、仮に、照らした場合、今年度、指名登録業者に再就職した20名のうちで、建設業者や建設コンサルタント業者に再就職した3名となっているところでございます。</p> <p>(人事局長) 次に指名登録業者への再就職についてであります。民間企業等への再就職については、道職員として長年培われた知識や経験、技術力などが評価され、再就職先が必要な人材と判断した結果として、個々の採用に至っているものと考えているところでございます。 道といたしましては、職員の再就職については、本年度から、罰則規定のある「働きかけの禁止」や、「再就職の届出の義務付け」また「その公表」について定めており、法と条例、要綱に基づく、新たな退職管理制度を運用しているところであります。こうした制度の厳格な運用を図り、公務の公平性と透明性の確保に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四)「指定席」について</p> <p>1 北海道建設技術センターについて 最初に確認ですけど、北海道建設技術センターの理事長ポストも、これまで長きにわたって道職員OBの「指定席」となっていました。この間、その団体との契約の見直しについて求めてきたところですけども、三年前の2013年、高橋知事は随契を見直して公募制などを取り入れるというふうに答弁されていたわけですけど、公募制の導入がどうなったのか、その結果、どれだけ競争性が高まり、道財政に効果があったのか伺います。</p> <p>この効果についても、今後注視していきたいということ、変えられると言うことですよ。</p> <p>2 「指定席」の実態について 指定席の実態について伺います。適用団体のうち、3代以上にわたって引き続き、元道職員が団体の長に就任している団体はいくつありますか。</p> <p>2-再 「指定席」の実態について その団体名と団体の長の道の役職がどのようなものでしたか。</p> <p>3 「指定席」の経過について 3年前の決算特別委員会では、道は私の質問に対し3代以上継続している団体は7団体と答弁をされていたわけですけども、今回3団体に減った理由は何かですか。</p> <p>3-再 「指定席」の経過について(1) 結局7団体から3団体に減ったということなんですけれども、実際にはこの指定席というものは減っていないと。トリックがあって、消えただけであって、実際には「見えない化」されただけで、残っているということですよ、指定席はね。道の再就職要綱の規定が変わったからこれが「見えない化」されたわけですよ。本当にその指定席がなくなったのかどうか、その4団体には道幹部OBの天下りがいなくなったのかどうか伺います。</p> <p>3-再 「指定席」の経過について(2) そうしますと、事実上ですね、「指定席」がなくなったのは、現職が兼職をしている(株)北海道土地開発公社だけですね。ただ、その要綱の見直しによってまるでその対象の団体の指定席が消えたかのように見えますけれども、実際はそこにしっかり居座っていると、指定席が残っているんだということが明らかになったと思うんですけども、この土地開発公社の方、現職と兼務しているこの土地開発公社の仕事、何か問題、起きていますか。</p>	<p>(人事課長) 公募制の導入に向けた対応についてであります。民間業者の積算業務への参入には、道の「積算システム」を利用するための設備投資に多大な費用がかかることが課題となっていたことも踏まえ、「新積算システム」におきましては、インターネットを利用した新システムを構築することとし、平成26年5月に着手しましたが、システムの安定化に時間を要したため、今年1月の入札から運用を開始し、現在、新システムを活用した積算業務への参入を希望する民間業者向けの積算システムの構築を進めていると承知しております。</p> <p>また、昨年10月及び今年6月に公募制の導入に向け、道内のコンサルタントを対象に積算業務の内容や、積算基準、参加資格要件などについて、説明会を開催し、来年1月には、コンサルタントを対象としたシステム操作研修会を予定しているところでございまして、競争性の導入に向けて、来年度、公募制を試行することとしていると承知をいたしております。</p> <p>(人事課長) 団体への再就職の状況についてであります。要綱の適用団体のうち、三代以上に渡って、元道職員が団体の長に就任している団体は、3団体となっております。</p> <p>(人事課長) 団体への再就職の状況についてであります。要綱の適用団体のうち、三代以上に渡って、元道職員が団体の長に就任している団体は、北海道青少年育成協会、北海道中小企業総合支援センター、北海道建設技術センターの3団体で、いずれの団体も、道の特別職もしくは部長級であった者が再就職しております。</p> <p>(人事課長) 団体への再就職についてであります。三代以上に渡りまして、元道職員が団体の長に就任している団体は、平成24年度末では7団体であったところ、このうち、北海道森林整備公社、北海道農業公社、北海道障害者スポーツ振興協会の3団体につきましては、要綱に定める道の団体に対する関与の度合いの基準である、補助金や出資金の割合などが基準を下回ることとなったため、要綱の適用外となり、また、北海道土地開発公社につきましては、理事長に就任していた元特別職が昨年7月末をもって退職したため、団体数が7団体から3団体となったところでございます。</p> <p>(人事課長) 団体への再就職についてであります。「北海道森林整備公社」、「北海道農業公社」、「北海道障害者スポーツ振興協会」の3団体につきましては、現在も、それぞれの団体の長に、元道職員が就任しており、また、北海道土地開発公社につきましては、道の公営企業管理者が、理事長の職を兼ねているところでございます。</p> <p>(人事課長) 土地開発公社についてであります。公社が円滑な事業運営を推進するためには、理事長の強いリーダーシップが必要なことから、昨年の理事長の人選にあたりましては、経験や見識等を考慮し、現公営企業管理者を選任したものでありまして、前任者同様、公社の適切な事業運営に努められていると承知しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 「指定席」の廃止について 【総括保留事項】 ノープロブレムということですよ。現職が理事長を兼職することでも何も問題は起きていないと、公社の運営はしっかりなされているということだと思うんですけど、これまでの議論で明らかになったのは、再就職要綱を変更させることによって、ハードルを下げて「指定席」の数を少なく見せると、「指定席」が消えてしまったかのように見せるということだということが明らかになりました。</p> <p>土地開発公社の実態のように、理事長が元特別職ではなく、現職による兼職だとしても問題無いと言うことが明らかになったわけです。</p> <p>私はすべての天下りの「指定席」はキッパリ廃止すべきだと考えますけれども、このことについては知事にもお考えを伺いたいと思いますので、総括質疑の取り計らいをお願いします。</p>	<p>(回答を求められず、総括質疑保留事項となった)</p>